

—— 土壤汚染対策法の概要と土壤調査の一時的免除の手続きのご案内 ——

## 1 土壤汚染対策法の概要について

平成15年2月15日に土壤汚染対策法が施行され、工場・事業場の敷地に係る「土地の所有者等」(※)が有害物質を取り扱う施設の廃止時等の一定の機会をとらえて、土壤調査を実施すること、土壤汚染が判明し、人の健康被害が生ずるおそれがある場合には、必要な措置を講じること等が定められました。

この調査で有害物質が基準値を超えていることが判明した場合、川崎市長がその土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定し、台帳を作ってその情報を公開することになっています。

※ 「土地の所有者等」とは、有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者であり、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものです。通常は土地の所有者が該当します。「所有者等」に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて土地の掘削等を行うために必要な権原を有する者が、所有者ではなく管理者又は占有者である場合です。

## 2 土壤汚染対策法で定められている土壤調査の契機について

土壤汚染対策法では、「有害物質使用特定施設」を廃止したとき(※)に土地所有者等が土地の調査を行うことになっています。

ただし、有害物質使用特定施設の使用を廃止しても引き続き工場・事業場等の敷地として使用し、関係者以外の人立ち入ることができない土地については、川崎市長の確認を受ければ、土地の調査が一時的に免除されます。(法第3条第1項ただし書き)

※ 「有害物質使用特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設のうち、特定有害物質を製造、使用又は処理する施設のことです。この施設を平成15年2月15日以降に廃止した場合、土壤汚染対策法第3条に規定する調査が必要となります。

「有害物質使用特定施設の廃止」とは、特定施設の使用をやめるか、又は当該施設の使用は続けるものの当該特定有害物質の使用をやめる時点です。また、土壤汚染対策法の手続きは「有害物質使用特定施設の廃止」ごとに必要となります。

「有害物質使用特定施設の廃止」の届出は、以下のとおり、水質汚濁防止法若しくは下水道法に基づき義務づけられています。

### ○ 有害物質使用特定施設の廃止、有害物質使用特定施設で 사용되는特定有害物質の変更

- ◇ 水質汚濁防止法第10条に基づく「特定施設使用廃止届出書」の提出
- ◇ 水質汚濁防止法第7条に基づく「特定施設設置変更届出書」の提出
- ◇ 下水道法第12条の7に基づく「特定施設使用廃止届出書」の提出
- ◇ 下水道法第12条の4に基づく「特定施設の構造等変更届出書」の提出

### 3 土壌調査の一時的免除（法第3条第1項ただし書き）の手続き等について

#### (1) 土壌調査の一時的免除の要件

##### ア 引き続き工場・事業場の敷地として利用される場合

この「工場・事業場」は、使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場と同じものか、又は、関係者以外の者が敷地に立ち入ることができないものに限られます(※)。

##### イ 小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物とが同一か又は接近して設置されており、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合

##### ウ その他

※ 「使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場と同じ」であれば、「関係者以外の者が敷地に立ち入ることができる」としても確認の要件に該当します。例えば、一般の者も立ち入ることができる大学の敷地について、有害物質使用特定施設である研究施設が廃止された後に、引き続き同じ大学の敷地として用いられる場合が該当します。

#### (2) 土壌調査の一時的免除の申請（土壌汚染対策法施行規則第16条）

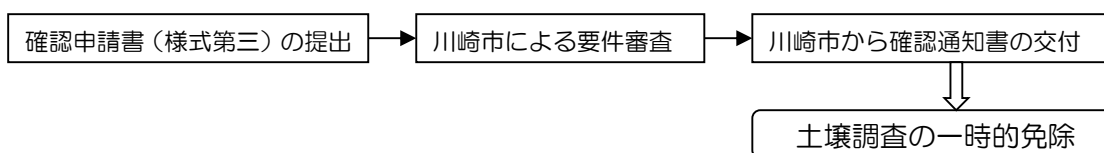
##### ア 事業者(有害物質使用特定施設を設置していたもの)と土地の所有者等が同一の場合

(ア) 土地の所有者等が川崎市長へ申請書を提出します。

申請書は次の書類を2部用意します。

- 土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書（様式第三）
- 土地確認を受けようとする土地の所在地、範囲、廃止された施設の設置場所、及びその他必要な図面。
- その他（土地の登記簿謄本等）

(イ) 本申請に基づき川崎市で(1)の要件に適合するかを審査した後、「土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きの確認通知書」を申請者に交付します。



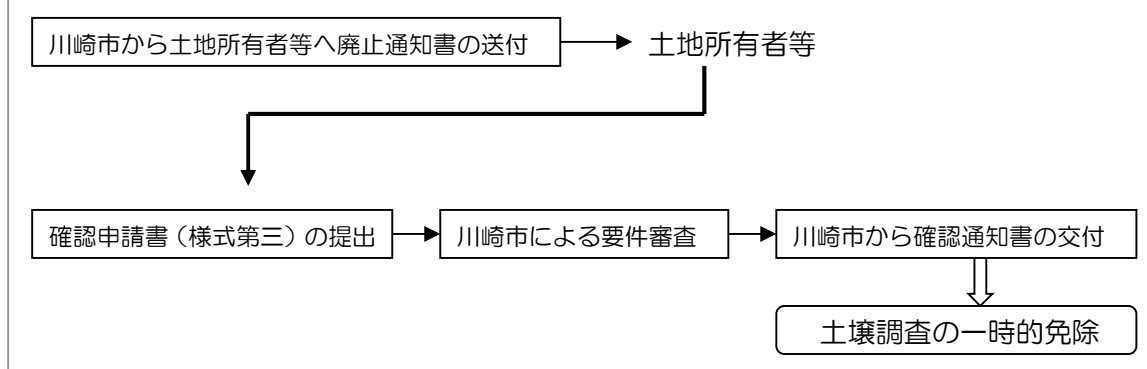
## イ 事業者(有害物質使用特定施設を設置していたもの)と土地の所有者等が異なる場合

(ア) 有害物質使用特定施設の設置者と土地所有者が異なる場合には、土地所有者等は施設の使用の廃止を知ることができないことから、川崎市長から土地の所有者等宛に「有害物質使用特定施設廃止の通知」を通知します。

(イ) 「有害物質使用特定施設廃止の通知」を受けた後、土地の所有者等が川崎市長へ調査の一時的免除の申請をします。

申請書類は上記アの(ア)を参照してください。

(ウ) 本申請に基づき川崎市で(1)の要件に適合するかを審査した後、「土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きの確認通知書」を申請者に交付します。



### ※ 土地の所有者等が複数いる場合の事務手続きについて

廃止された有害物質使用特定施設の工場・事業場の敷地に、土地所有者等が複数いる場合は、土地の所有者等は、それぞれが所有等をしている土地について、それぞれ確認申請を行う必要があります。

ただし、工場敷地全体について引き続き工場として利用する場合等で、当該敷地が一体として利用・管理されており、調査の一時的免除の確認についてそれぞれの土地を含めた敷地全体を対象として行う場合には、一通の確認申請書で土地所有者等が連名表記をすることにより、申請に代えることができます。なお、委任状の添付により、各所有者等から申請行為についての委任をされていることが確認できる場合に限り、当該委任をされた者のみによる申請を可能とします。ただし、調査義務自体を第三者に委任することはできませんので、委任される者は土地の所有者等の一者とします。

特定有害物質等及び基準値

		<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準	
特定有害物質等（市条例）	揮発性有機化合物 （第1種特定有害物質）	クロロエチレン	—	検液 1 L につき 0.002mg 以下
		四塩化炭素	—	検液 1 L につき 0.002mg 以下
		1,2-ジクロロエタン	—	検液 1 L につき 0.004mg 以下
		1,1-ジクロロエチレン	—	検液 1 L につき 0.1mg 以下
		1,2-ジクロロエチレン	—	検液 1 L につき 0.04mg 以下
		1,3-ジクロロプロペン	—	検液 1 L につき 0.002mg 以下
		ジクロロメタン	—	検液 1 L につき 0.02mg 以下
		テトラクロロエチレン	—	検液 1 L につき 0.01mg 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	検液 1 L につき 1mg 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	検液 1 L につき 0.006mg 以下
		トリクロロエチレン	—	検液 1 L につき 0.01mg 以下
		ベンゼン	—	検液 1 L につき 0.01mg 以下
		重金属等 （第2種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	土壌 1 kg につき 45mg 以下
	六価クロム化合物		土壌 1 kg につき 250mg 以下	検液 1 L につき 0.05mg 以下
	シアン化合物		土壌 1 kg につき 遊離シアン 50mg 以下	検液中に検出されないこと
	水銀及びその化合物		土壌 1 kg につき 15mg 以下	検液 1 L につき 0.0005mg 以下
				検液中に検出されないこと
	セレン及びその化合物		土壌 1 kg につき 150mg 以下	検液 1 L につき 0.01mg 以下
	鉛及びその化合物		土壌 1 kg につき 150mg 以下	検液 1 L につき 0.01mg 以下
	砒素及びその化合物		土壌 1 kg につき 150mg 以下	検液 1 L につき 0.01mg 以下
	ふっ素及びその化合物		土壌 1 kg につき 4000mg 以下	検液 1 L につき 0.8mg 以下
	ほう素及びその化合物		土壌 1 kg につき 4000mg 以下	検液 1 L につき 1mg 以下
	農薬等 （第3種特定有害物質）	シマジン	—	検液 1 L につき 0.003mg 以下
		チウラム	—	検液 1 L につき 0.006mg 以下
		チオベンカルブ	—	検液 1 L につき 0.02mg 以下
		PCB	—	検液中に検出されないこと
		有機りん化合物	—	検液中に検出されないこと
		ダイオキシン類	土壌 1 g につき 1000pg-TEQ 以下	—

問合わせ先

川崎市環境局環境対策部環境保全課

044-200-2534

川崎市における土壌汚染対策の関連ホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-7-1-5-0-0-0-0-0-0.html>